

鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市において遊休資産となっている市有不動産の売却を推進することを目的とし、本市が独自で実施する市有不動産の購入希望者の公募（公募先着順方式）と併行し、市長が宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に市有不動産の売買の媒介を依頼するため、関係法令及び本市の条例、規則等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 市長は、市有不動産の売買の媒介を宅地建物取引業者に依頼するときは、あらかじめ、宅地建物取引業者を構成員とする社団等の団体又は本市と協定を締結している団体に所属していない宅地建物取引業者との間に鶴岡市不動産売却の媒介制度に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、鶴岡市不動産売却の媒介制度に関する協定書（別記様式第1号）を作成するものとする。

(対象業者)

第3条 市長が市有不動産の売買の媒介を依頼する対象とする業者（以下「媒介業者」という。）は、鶴岡市内に法第3条第1項の事務所を有する宅地建物取引業者の内、本市と協定を締結している団体（以下「協定締結団体」という。）に所属している宅地建物取引業者又は本市と個別に協定を締結している宅地建物取引業者（以下「協定締結業者」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 役員等（宅地建物取引業者が個人である場合にはその者を、宅地建物取引業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(対象物件)

第4条 市長が媒介業者に売買の媒介を依頼する対象とする物件（以下「対象物件」という。）は、本市が購入希望者の公募（公募先着順方式）を実施している市有不動産の内、市長が対象物件として指定することを決定し、協定締結団体及び協定締結業者（以下「協定締結団体等」という。）に対して指定を通知したものとする。

2 市長は、前項の規定による対象物件の指定をする場合、対象物件ごとに指定の有効期間を定めるものとする。

(対象物件の指定通知)

第5条 市長は、前条の規定による対象物件の指定を協定締結団体等に対して通知するときは、対象物件指定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

2 協定締結団体等は、前項の通知があったときは、協定締結団体等に属する媒介業者に対して対象物件の指定の内容を通知するものとする。

(対象物件の指定解除)

第6条 市長は、前条の規定による対象物件の指定を解除することを決定したときは、協定締結団体等に対して対象物件指定解除通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 協定締結団体等は、前項の通知があったときは、協定締結団体等に属する媒介業者に対して対象物件の指定解除の内容を通知するものとする。

(探索の開始)

第7条 媒介業者は、第5条の規定による対象物件の指定の内容を了知した時から、対象物件の購入希望者の探索を開始できるものとする。

(資料の取得)

第8条 媒介業者は、対象物件の詳細、売却条件等に関する資料を必要とする場合、本市のホームページからのダウンロードにより取得するものとする。

(媒介契約の締結)

第9条 媒介業者は、対象物件の売買の媒介をしようとするときは、市長に対して、媒介申請書（別記様式第4号）、暴力団排除に関する誓約書（別記様式第5号）その他市長が必要と認める書類を提出し、媒介を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査したうえで当該媒介業者に媒介を依頼することを決定した場合、当該媒介業者との間に対象物件の売買の媒介契約（以下「媒介契約」という。）を締結し、媒介契約書（別記様式第6号）を作成するものとする。

3 市長は、同一の対象物件について、既に媒介契約を締結している媒介業者（以下「既契約媒介業者」という。）以外の媒介業者に重ねて媒介を依頼することができるものとする。

4 市長は、既契約媒介業者との媒介契約の有効期間内において、自ら発見した相手方との間に対象物件の売買の契約を締結することができるものとする。

5 前2項の場合において、市長が当該既契約媒介業者以外の媒介業者の媒介による相手方又は市長が自ら発見した相手方との間に対象物件の売買の契約を成立させたときであっても、当該既契約媒介業者は、市長に対して、媒介契約の履行のために要した費用の一切についてその償還を請求することができないものとする。

(媒介契約の有効期間)

第10条 市長は、前条の規定による媒介契約の締結をする場合、対象物件ごとに媒介契約の有効期間を定めるものとする。

(購入希望者の紹介)

第11条 媒介業者は、媒介契約の規定に基づき、市長に対して対象物件の購入希望者(以下「購入希望者」という。)を紹介するときは、購入希望者紹介状(別記様式第7号)及び購入希望者による対象物件の売払申込書等を市長に提出するものとする。

(購入希望者の紹介の取下げ)

第12条 媒介業者は、市長に対して購入希望者を紹介した後において、その紹介を取下げ場合は、購入希望者紹介取下書(別記様式第8号)及び購入希望者による対象物件の売払申込取下書等を市長に提出するものとする。

(買受予定者の決定)

第13条 市長は、先に売払申込書等を提出した購入希望者を対象物件の買受予定者として決定するものとする。ただし、同一の対象物件に対して同一の日に複数の申込があったときは、くじ引きにより対象物件の買受予定者を決定するものとする。

(売買契約の締結)

第14条 市長は、前条の規定により対象物件の買受予定者として決定した購入希望者との間において対象物件の売買契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、媒介業者は、法第35条の規定に基づき購入希望者に対して重要事項の説明を行ったうえで、第37条の規定に基づき法第2条第4号に規定する宅地建物取引士をして売買契約に係る契約書に記名押印(媒介業者の記名押印を含む。)させる等、市長及び購入希望者双方の売買契約の締結に関する事務の補助を行うものとする。

(売買代金の納入及び所有権移転登記)

第15条 市長は、購入希望者が対象物件の売買代金の全額を納入したことを確認した後、対象物件の売買に伴う所有権移転登記を法務局に嘱託するものとする。

2 媒介業者は、市長及び購入希望者双方の売買代金の決済及び所有権移転登記に関する事務の補助を行うものとする。

(媒介報酬)

第16条 市長は、前条の規定により所有権移転登記が完了し、媒介の完了を認定した場合にのみ媒介業者の請求に基づき、対象物件の売買の媒介報酬(以下「媒介報酬」という。)を当該媒介業者に支払うものとする。

2 媒介業者は、市長が媒介の完了を認定するに至らない場合、市長に対して媒介契約

の履行のために要した費用の一切についてその償還を請求することができないものとする。

- 3 媒介業者は、第1項の規定による請求を行うときは、媒介報酬請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、媒介業者から前項の規定による適法な請求があったときは、請求があった日から起算して30日以内に、当該媒介業者に媒介報酬を支払うものとする。
- 5 媒介報酬の額は、対象物件の売買代金の額（当該売買に係る消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。）を別表区分欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に同表割合欄に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- 6 前項の規定により算出した額には、消費税及び地方消費税相当額が含まれるものとする。
- 7 媒介業者は、購入希望者に対しては、対象物件の売買の媒介に係る報酬の一切を請求することができないものとする。
- 8 市長は、媒介業者に対して大手新聞への広告掲載、遠隔地への出張等の媒介報酬で賄うことが相当でない多額の費用を要する特別の依頼の一切を行わないものとし、媒介業者は、市長に対して媒介報酬以外の費用の一切を請求することができないものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月14日から施行する。

別表（第16条関係）

区分	割合
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超え400万円以下の金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

(別記様式第1号)

鶴岡市不動産売却の媒介制度に関する協定書

鶴岡市（以下「依頼者」という。）と（以下「協力者」という。）は、別添「鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領」（以下「要領」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 依頼者及び協力者は、依頼者が要領に基づき実施する市有不動産の売却に係る売買の媒介制度（以下「媒介制度」という。）に関して協力体制を構築し、この協定に定める業務について、信義を旨とし、誠実に履行することで、媒介制度の適正かつ円滑な推進、また、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るものとする。

（実施体制の整備）

第2条 依頼者及び協力者は、次の各号に掲げる事項を目的とし、この協定による媒介制度に関する業務の実施体制を整備するように努めるものとする。

（1）媒介制度の適正かつ円滑な推進

（2）宅地建物取引業の適正な運営の確保及び宅地建物取引業の健全な発達

（媒介制度に関する業務）

第3条 依頼者及び協力者は、この協定を締結した後においては、要領に基づき、要領に定める諸業務を履行するものとする。

2 協力者は、この協定を締結した後、協力者に属する者の内、要領第3条に規定する対象業者（以下「媒介業者」という。）に対して、この協定を締結した旨を通知するものとする。

3 依頼者は、要領を改正するときは、協力者と協議して定めるものとする。

4 協力者は、前項の規定による要領の改正があったときは、媒介業者に対し、その旨を通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 協力者がこの協定による業務を履行するために要する費用については、協力者が負担するものとする。

（秘密の保持）

第5条 協力者は、この協定による業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 協力者は、その使用人その他の従業者がこの協定による業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(苦情紛争の処理)

第6条 この協定による業務に関して苦情又は紛争が生じた場合には、依頼者及び協力者双方が協議したうえで、協力者において処理することとし、協力者の措置及び指示に媒介業者を異議なく従わせるものとする。

(協定の解除)

第7条 依頼者又は協力者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 協力者が協定に基づく業務について不正又は不誠実な行為をしたとき
- (2) 依頼者又は協力者が協定に基づく業務の履行の必要がなくなったと判断し、当事者双方が協議のうえ、協定の解除に合意したとき
- (3) 協力者が他の協定締結団体に属したとき

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 年 月 日までとする。ただし、当該期間の満了の日の1か月前までに依頼者又は協力者から特段の意思表示がない場合は、この協定が、その満了の日から1年間を有効期間として、更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、依頼者と協力者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、依頼者及び協力者双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

依頼者 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

㊟

協力者

㊟

(別記様式第2号)

第 号
年 月 日

様

鶴岡市長

対象物件指定通知書

下記の市有不動産について、鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領第4条の規定による対象物件として指定しましたので、同要領第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 市有不動産の概要

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

2 指定の有効期間

年 月 日まで

3 担当課名及び連絡先

(別記様式第3号)

第 号
年 月 日

様

鶴岡市長 榎本 政規

対象物件指定解除通知書

年 月 日付け 第 号で対象物件としての指定を通知した下記の市有不動産について、指定を解除しましたので、鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 市有不動産の概要

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

2 解除の理由

3 担当課名及び連絡先

(別記様式第4号)

年 月 日

鶴岡市長 様

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名 ⑩

媒介申請書

鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領第9条第1項の規定に基づき、下記の市有不動産の売買の媒介を申請します。

記

1 市有不動産の概要

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

2 添付書類

- ①宅地建物取引業者免許証(写)
- ②暴力団排除に関する誓約書(別記様式第5号)

鶴岡市長 様

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名 ⑩

暴力団排除に関する誓約書

私 当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 鶴岡市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、鶴岡市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに媒介申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県鶴岡警察署に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、鶴岡市との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、鶴岡市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が媒介契約の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(別記様式第6号)

媒介契約書

鶴岡市（以下「依頼者」という。）と（以下「受任者」という。）とは、別添「鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領」（以下「要領」という。）第9条第2項の規定に基づき、次の条項により不動産の売買の媒介契約を締結する。

(対象物件)

第1条 依頼者は、この契約により、次に表示する不動産（以下「対象物件」という。）に関する売買の媒介を受任者に依頼し、受任者はこれを承諾する。

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

(媒介に係る業務)

第2条 受任者は、依頼者の対象物件の売買契約の相手方との調整等を行い、売買契約の成立に向けて努力するとともに、要領及びこの契約に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 依頼者に対して対象物件の購入希望者（以下「購入希望者」という。）を紹介するときは、次の書類を依頼者に提出すること。

- ① 購入希望者紹介状（要領別記様式第7号）
- ② 購入希望者による対象物件の売払申込書等

(2) 依頼者に対して購入希望者を紹介した後において、その紹介を取下げの場合は、直ちに依頼者に連絡するとともに、次の書類を依頼者に提出すること。

- ① 購入希望者紹介取下書（要領別記様式第8号）
- ② 購入希望者による対象物件の売払申込取下書等

(3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第35条の規定に基づき購入希望者に対して重要事項の説明を行ったうえで、法第37条の規定に基づき宅地建物取引士をして対象物件の売買契約に係る契約書に記名押印（受任者の記名押印を含む。）させる等、依頼者及び購入希望者双方の対象物件の売買契約の締結に関する事務の補助を行うこと。

(4) 依頼者及び購入希望者双方の対象物件の売買代金の決済及び所有権移転登記に関する事務の補助を行うこと。

(重複依頼及び自己発見取引)

第3条 依頼者は、対象物件について、受任者以外の媒介業者に重ねて媒介を依頼することができるものとする。

2 依頼者は、この契約の有効期間内において、自ら発見した相手方との間に対象物件の売買の契約を締結することができるものとする。

3 前2項の場合において、依頼者が受任者以外の媒介業者の媒介による相手方又は依頼者が自ら発見した相手方との間に対象物件の売買の契約を成立させたときであっても、媒介業者は、依頼者に対して、この契約の履行のために要した費用の一切につ

いてその償還を請求することができないものとする。

(買受予定者の決定)

第4条 依頼者は、この契約により受任者が紹介する購入希望者及びその他の購入希望者の内、先に売払申込書等を提出した購入希望者を対象物件の買受予定者として決定するものとする。ただし、対象物件に対して同一の日に複数の申込があったときは、くじ引きにより対象物件の買受予定者を決定するものとする。

(媒介契約の有効期間)

第5条 この契約の有効期間は、 年 月 日までとする。

(媒介報酬)

第6条 対象物件の売買の媒介に係る報酬（以下「媒介報酬」）の額は、 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 依頼者は、受任者の媒介によって依頼者と購入希望者との間における対象物件の売買の契約が成立し、購入希望者による対象物件の売買代金の全額の納入及び対象物件の売買に伴う所有権移転登記が完了したことを確認したうえで、媒介の完了を認定した場合にのみ受任者の請求に基づき、媒介報酬を受任者に支払うものとする。なお、受任者は、依頼者が受任者の媒介の完了を認定するに至らない場合、この契約の履行のために要した費用の一切についてその償還を請求することができないものとする。
- 3 受任者は、依頼者からの媒介の完了認定に係る通知があった後、媒介報酬請求書（要領別記様式第9号）を依頼者に提出し、媒介報酬を請求するものとする。
- 4 依頼者は、受任者から前項の規定による適法な請求があった日から起算して30日以内に、媒介報酬を受任者が指定する金融機関口座への振込により支払うものとする。
- 5 受任者は、購入希望者に対しては、対象物件の売買の媒介に係る報酬の一切を請求することができないものとする。
- 6 この契約において、依頼者は、受任者に対して大手新聞への広告の掲載、遠隔地への出張等の媒介報酬で賄うことが相当でない多額の費用を要する特別の依頼を一切行わないものとし、受任者は、媒介報酬以外の費用の一切を依頼者に請求することができないものとする。

(契約の解除)

第7条 依頼者は、この契約の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受任者が、この契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしないとき。
 - (2) 受任者が、この契約に係る業務について信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。
 - (3) 受任者が、この契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。
 - (4) 受任者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 依頼者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受任者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。
 - 3 受任者は、依頼者が第1項の規定により本契約を解除した場合において、依頼者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 受任者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密を守る義務)

第9条 受任者は、この契約による業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受任者は、その使用人その他の従業者がこの契約による業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(苦情紛争の処理)

第10条 受任者は、この契約による業務を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争が生じたときは、受任者の責任において、これを処理するものとする。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、受任者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 依頼者は、受任者がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、依頼者及び受任者が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴えについては、山形地方裁判所鶴岡支部をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、依頼者及び受任者は記名押印のう
え、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

依頼者 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

⑨

受任者

⑨

別 記

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(契約の解除)

第2条 依頼者は、次号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 受任者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受任者が個人である場合にはその者を、受任者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が鶴岡市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第6号）（以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受任者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、依頼者が受任者に対して当該契約の解除を求め、受任者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、受任者は、依頼者に対し、解除違約金として媒介報酬の額の10分の1に相当する金額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、依頼者の受けた損害額が解約違約金の額を超えるときは、受任者は、その不足額を依頼者に納付しなければならない。この場合の損害額は、依頼者と受任者とが協議して定める。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受任者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受任者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受任者は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止)

第4 受任者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止など必要な措置を講じ、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受任者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受任者は、依頼者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うために依頼者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務従事者への周知)

第7 受任者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受任者は、依頼者の承諾があるときを除き、この契約による業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受任者は、この契約による業務を行うために、依頼者から提供を受け、又は受任者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに依頼者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、依頼者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(調査)

第10 依頼者は、受任者がこの契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受任者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに依頼者に報告し、依頼者の指示に従うものとする。

鶴岡市長 様

受任者 会社等の名称
所在地
代表者の氏名

印

購入希望者紹介状

年 月 日付けで締結した媒介契約書第2条第1号の規定に基づき、下記の市有不動産の購入希望者を紹介します。

記

1 市有不動産の概要

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

2 市有不動産の購入を希望する者

私は、上記市有不動産の購入を希望します。

購入希望者	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	連絡先 電話番号	希望持分 ※共有希望の場合
	〒		印	

購入希望者	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	連絡先 電話番号	希望持分 ※共有希望の場合
	〒		印	

(別記様式第8号)

年 月 日

鶴岡市長 様

受任者 会社等の名称
所在地
代表者の氏名

㊟

購入希望者紹介取下書

年 月 日付け購入希望者紹介状による下記の市有不動産の購入希望者の紹介を取下げますので、年 月 日付けで締結した媒介契約書第2条第2号の規定に基づき本書を提出します。

記

1 市有不動産の概要

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

2 市有不動産の売払申込を取下げる者

私は、上記市有不動産の売払申込を取下げます。

取 下 者	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	連絡先 電話番号	希望持分 ※共有希望の場合
	〒		㊟	

取 下 者	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	連絡先 電話番号	希望持分 ※共有希望の場合
	〒		㊟	

鶴岡市長 様

受任者 会社等の名称
所在地
代表者の氏名

㊞

媒介報酬請求書

本書のとおり請求します。

請求額 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

・振込先金融機関口座

金融機関名(支店名含む):
預金種別:
口座番号:
口座名義人(カナ):
請求番号(英数カナ5文字まで):

・請求内容

年 月 日に締結した、次の市有不動産の売買の媒介報酬として

1. 市有不動産の概要

物件番号	区分	所在地番 又は所在地	地目 又は種類	地積 又は床面積	売却価格

2. 購入者の住所及び氏名

購入者	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	連絡先 電話番号	持分 ※共有の場合
	〒			

購入者	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	連絡先 電話番号	持分 ※共有の場合
	〒			